

可兒市重層的支援体制整備事業実施計画

令和8年3月

可兒市

目次

第1 はじめに 3ページ

- 1 重層的支援体制整備事業について
- 2 基本方針

第2 計画の位置付け 4ページ

- 1 他計画との関係
- 2 計画期間
- 3 推進体制と評価

第3 重層的支援体制整備事業について 6ページ

- 1 包括的相談支援事業
- 2 多機関協働事業
- 3 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- 4 参加支援事業
- 5 地域づくり支援事業

第4 会議について 12ページ

第5 指標について 13ページ

第6 事業実施までの取組み 15ページ

基本的な流れ(全体図) 18ページ

第1 はじめに

1 重層的支援体制整備事業について

地域共生社会(※)の実現を目指し、平成 29 年に社会福祉法が改正され、各市町村は包括的な支援体制の構築を進めることとなりました。包括的な支援体制の構築に向けた一つの方法として、『①対象者の属性を問わない相談支援』『②狭間のニーズに対応するための参加支援』『③新たな参加の場を創り地域活動を活性化するための地域づくりに向けた支援』を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が令和2年の社会福祉法の改正により創設されました。

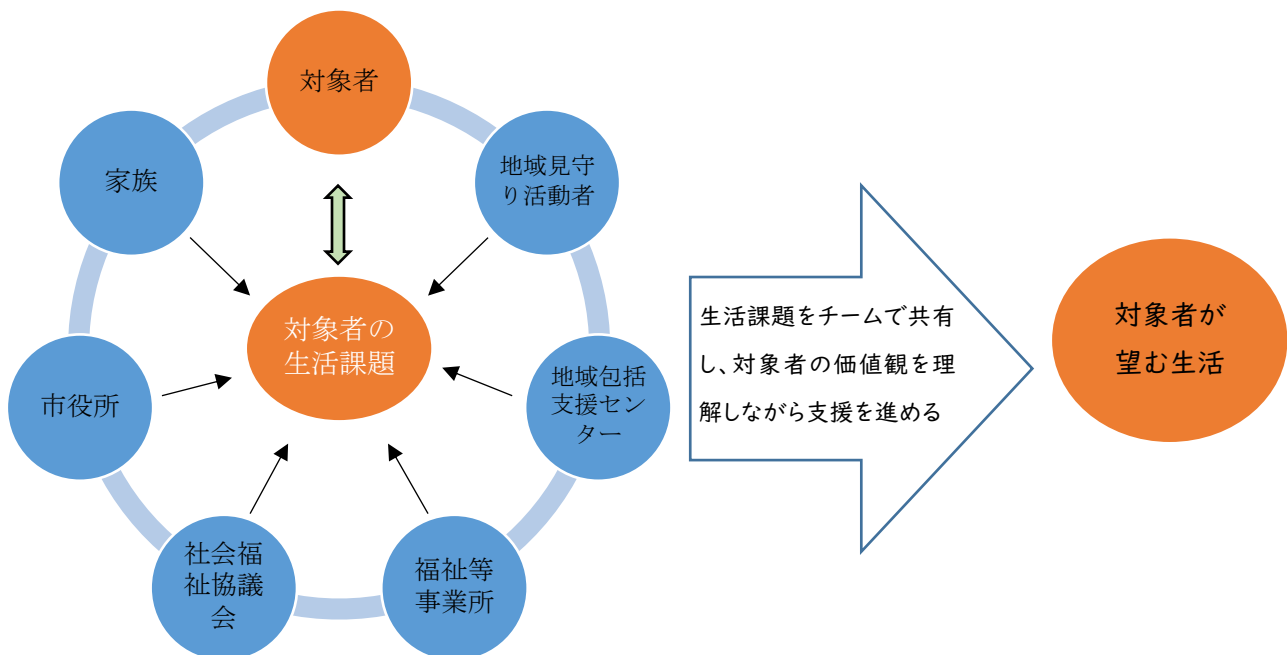
本市においては、少子高齢化や核家族化を背景として、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯が増加しており、今後益々地域とつながり続けることが大切になってきます。また、複雑化した課題を抱えたり、制度の狭間で支援を受けられなかったりする方にも支援が行き届く地域社会を構築していかなければなりません。そこで、支援関係機関が連携しながら地域と共に創り上げていく重層的支援体制整備事業を令和8年度より実施し、地域福祉計画の基本理念に掲げる「みんなでつくる 私もつくる 安気なまち 可児」の実現に向け、本市における包括的な支援体制を構築していきます。

(※)地域共生社会とは、地域住民や地域の多様な主体が、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のこと。

2 基本方針

8050世帯(ひきこもり)、未受診の発達障がい者、障がいに向き合えない人など外国籍市民も含め支援します。また、世代や属性に関わらず複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届かない方を支援します。なお、支援関係機関は、対象者の自己決定を尊重しながら支援していきます。

そのために、主体者である対象者の望みを丁寧に理解しながら必要な支援サービスを提案するなどして、生活課題の軽減を図ります。また、既存の地域資源だけでは人や地域とつながることが困難な対象者には、新たな地域資源の開発を試みるなど地域全体でその人らしく暮らせる地域づくりを進めていきます。



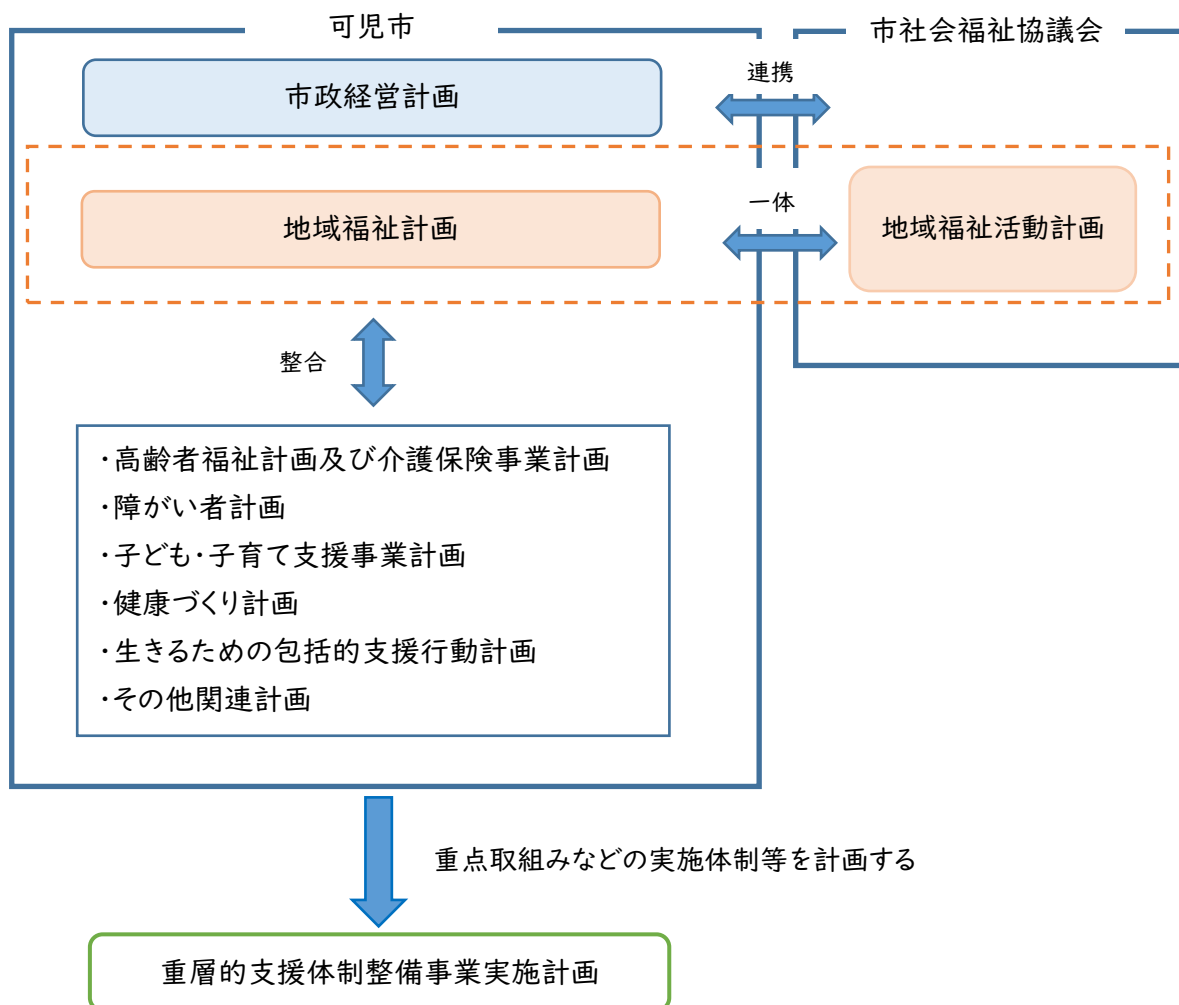
第2 計画の位置付け

1 他計画との関係

「第4期可児市地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下この頁において「地域福祉計画」という。）」及び「第9期可児市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（以下この頁において「高齢者福祉計画」という。）」において、関係機関の連携を強化し、多機関協働による重層的支援体制の整備を図ることが重点事業として位置付けられています。

重層的支援体制整備事業実施計画（以下この頁において「重層計画」という。）は、地域福祉計画及び高齢者福祉計画において重点取組みとされている重層的支援体制の構築・強化について、具体的な事業内容や実施体制などを明確にするうえで、社会福祉法第106条の5の規定に基づき策定する計画となります。

重層計画は、地域共生社会の実現を目指すための具体的な手段を記載するものであり、地域福祉計画、高齢者福祉計画その他関連計画と連携して地域福祉を推進していく中核の役割を担っていきます。



2 計画期間

令和8年度から実施し、第4期地域福祉計画期間（後期を含め13年度まで）を本計画の実施期間とします。

| 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 | 令和 12年度 | 令和 13年度 |
|---|----------------|-------------------|-----------|------------|------------|------------|------------|
| 市政経営計画（4年間） | | | | 市政経営計画 | | | |
| 第4期地域福祉計画・活動計画【前期・後期】（8年間） | | | | | | | |
| 事前 準備 | 移行 準備 事業 | 重層的支援体制整備事業（PDCA） | | | | | |
| <div style="text-align: center;"> → </div> 可見市における包括的支援体制の構築を進めます。 | | | | | | | |

3 推進体制と評価

本計画の進捗管理はPDCAサイクルを組み込み実施し、評価・検証を踏まえながら本市における包括的な支援体制を構築していきます。また、本計画の進捗管理は地域福祉推進協議会（※）において行います。

（※）地域福祉推進協議会とは、地域福祉計画の推進、進行管理、評価等を行う機関で、有識者、社会福祉事業の関係者、市民で構成する協議会になります。

第3 重層的支援体制整備事業について

社会福祉法第106条の4第2項に規定する下表に掲げる事業を一体的に実施します。

(出典)

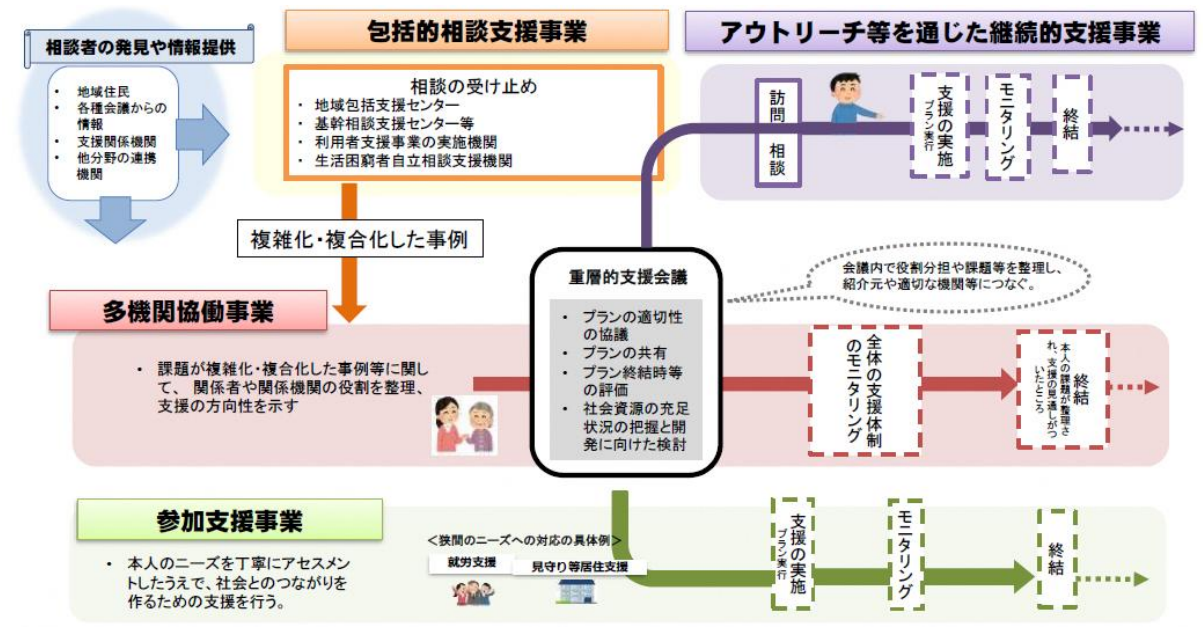
厚生労働省社会・援護局地域共生社会推進室

重層的支援体制整備事業の実務について(実務等)

(実施事業)

| | | 機能 | 既存制度の対象事業等 |
|-----|---|--|---|
| 第1号 | イ | 相談支援 | 【介護】地域包括支援センターの運営 |
| | ロ | | 【障害】障害者相談支援事業 |
| | ハ | | 【子ども】利用者支援事業 |
| | ニ | | 【困窮】自立相談支援事業 |
| 第2号 | | 参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供 | 新 |
| 第3号 | イ | 地域づくりに向けた支援 | 【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの(地域介護予防活動支援事業) |
| | ロ | | 【介護】生活支援体制整備事業 |
| | ハ | | 【障害】地域活動支援センター事業 |
| | ニ | | 【子ども】地域子育て支援拠点事業 |
| 第4号 | | アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能 | 新 |
| 第5号 | | 多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能 | 新 |
| 第6号 | | 支援プランの作成(※) | 新 |

【支援フローのイメージ】



Ⅰ 包括的相談支援事業

介護、障がい、子ども、困窮の各支援関係機関が、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、課題を整理し、福祉サービスの提供につなげます。また、単独では解決が難しい複雑化・複合化した課題を抱える方には、他の支援機関と連携を図りながら支援を行います。

相談支援体制は、既存の拠点の設置形態は変更せず、支援関係機関間で連携を図る基本型とします。

| 分野 | 事業名 | 事業内容 | 運営形態 | 支援機関 | 所管課 |
|-----|---------------|--|----------|---|--------------|
| 介護 | 地域包括支援センターの運営 | ①第Ⅰ号介護予防事業 ②総合相談支援事業 ③権利擁護事業 ④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 | 直営 | 地域包括支援センター | 高齢福祉課 |
| | | | 委託 | ・北部地域包括支援センター ・帷子地域包括支援センター ・土田地域包括支援センター ・南部地域包括支援センター ・東部地域包括支援センター | |
| 障がい | 相談支援事業 | 障害者相談支援事業 | 委託 | ・障がい者生活支援センター「ハーモニー」 ・可茂学園 ・ひまわりの丘 ・美谷の里 ・ひびき ・かざぐるま ・すいせい | 福祉支援課 |
| | | 基幹相談支援センター（機能強化事業）の設置 | 直営（一部委託） | 障がい者基幹相談支援センター | |
| 子ども | 利用者支援事業 | 身近な場所における寄り添い型の支援（基本型） | 委託 | 市民支援室 | 子育て支援課 |
| | | 専門的な見地から相談支援等を実施（こども家庭センター型） | 直営 | こども家庭センター | 子育て支援課・健康増進課 |
| | | 妊娠時から妊産婦に寄り添い伴走型相談支援等を実施（妊婦等包括相談支援事業型） | | 母子保健推進員 | 健康増進課 |

| | | | | | |
|----|----------|---|----|------------|-------|
| 困窮 | 自立相談支援事業 | ①包括的かつ継続的な 相談支援 a住居確保給付金 b就労準備支援事業 c家計改善支援事業 ②生活困窮者支援を通じ た地域づくり | 委託 | 生活サポートセンター | 福祉支援課 |
|----|----------|---|----|------------|-------|

【関連事業】

| 分野 | 事業名 | 事業内容 | 運営 形態 | 支援機関 | 所管課 |
|----|----------|---|----------|---------|-------|
| 全て | 心配ごと相談事業 | 司法書士や民生委員・児童委員が、住民の日常生活上のあらゆる心配ごとの相談に対応 | 委託 | 社会福祉協議会 | 高齢福祉課 |

2 多機関協働事業

重層的支援体制整備事業における支援の進捗状況を把握し、必要に応じて支援関係機関に助言を行います。また、単独の支援関係機関では対応が困難な複雑化・複合化した事例について調整役を担い、支援会議又は重層的支援会議を開催し、役割分担や支援の方向性を整理します。また、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進め、包括的な支援体制を構築していきます。

| 分野 | 事業名 | 事業内容 | 運営 形態 | 体制 | 所管課 |
|----|---------|--|----------|------------------------------|-------|
| 全て | 多機関協働事業 | ①支援会議(本人同意なし事案も協議可) 支援が届いていない事案の情報共有、支援の方向性の共有、緊急性のある事例の対応について支援会議で協議 ②重層的支援会議(本人同意あり事案のみ対応) プランの適切性(参加支援事業、アウトリーチ等継続支援事業のプラン含む。)やプラン終結時の評価を重層的支援会議で協議。また、地域資源の開発を検討。 ③重層事業が適切かつ円滑に実施されるようアセスメントを行い、プランを作成 ④包括的支援体制の構築に向け、支援員のスキルアップや関係職員の理解を深めるための研修会を実施 | 直営 | 福祉職 1名 アドバイザー 1名(一部委託) | 高齢福祉課 |

3 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

支援関係機関との連携や地域住民とのつながりを構築し、ひきこもり状態にある方や複雑化・複合化した課題を抱えながらも必要な支援が届いていない方など世代や属性に関わらず必要な支援を届けます。また、潜在的なニーズを抱える方を把握した後に、時間をかけた丁寧な働きかけを行い、本人との信頼関係に基づくつながりを形成していきます。

| 分野 | 事業名 | 事業内容 | 運営形態 | 体制 | 所管課 |
|----|--------------------|--|------|-----------------------------|-------|
| 全て | アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 | ①支援関係機関や地域住民等と連携し、潜在的ニーズや課題を抱える方を発見 ②支援会議にて本人と関わるまでの見守り体制の検討や本人と関わるためのプランを作成 ③継続的な関りを持つために、信頼関係の構築や働きかけを行うなどの伴走型の支援を実施 | 直営 | ・福祉職 1名 ・アドバイザー 1名（一部委託） | 高齢福祉課 |

【関連事業】

| 分野 | 事業名 | 事業内容 | 運営形態 | 所管課 |
|-----|-------------|---|------|-----------------|
| 全て | 高齢者孤立防止事業 | ①医療や地域とつながりのない可能性がある75歳以上の高齢者宅を訪問 ②75歳以上の高齢者がいる世帯に、あんきに暮らすための情報を提供する「あんきクラブ便り」を年2回郵送配付 | 直営 | 高齢福祉課 |
| 子ども | こんにちは赤ちゃん事業 | 生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師や助産師、子育て経験者などが訪問し、育児の相談や不安を聞き、必要な情報を提供 | 直営 | 子育て支援課 健康増進課 |

4 参加支援事業

既存の地域資源では対応できない方のニーズや課題を丁寧に把握し、新たな地域資源や支援メニューを調整し、マッチングを行います。また、既存の地域資源に働きかけたり、拡充を図ったりしながら支援ニーズに合うメニューを作ります。

| 分野 | 事業名 | 事業内容 | 運営形態 | 体制 | 所管課 |
|----|--------|---|------|-----------------------------|-------|
| 全て | 参加支援事業 | ①重層的支援会議後、アセスメントを行い、地域資源とのマッチング及び社会参加に向けたプランを作成 ②ニーズに応じたマッチングを行うため、地域資源への働きかけや調整、定着に向けたフォローアップを実施 ③本人の課題を解決する地域資源が無い場合に、地域資源の拡充や新たな活用、ニーズに応じた開発 | 直営 | ・福祉職 1名 ・アドバイザー 1名（一部委託） | 高齢福祉課 |

5 地域づくり事業

地域資源を幅広く把握した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備します。また、交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートし、地域における活動の活性化を図ります。

| 分野 | 事業名 | 実施内容 | 運営形態 | 支援機関・拠点 | 所管課 |
|-----|--------------|--|-------|---|-------|
| 介護 | 地域介護予防活動支援事業 | ①介護基礎講座の開催 ②高齢者サロン等の開催 | 直営・補助 | 高齢者サロン | 高齢福祉課 |
| | 生活支援体制整備事業 | 生活支援・介護予防サービスの地域資源の開発やネットワーク構築等のコーディネーターの配置や協議体の設置 | 委託 | ・生活支援コーディネーター（第一層1名、第二層5名） ・可見あんしんづくりサポート委員会 | 高齢福祉課 |
| 障がい | 地域活動支援センター事業 | （基礎的事業） 創作的活動又は生産活動の機会の提供等が必要な方を支援 | 指定 | ・希来里 | 福祉支援課 |

| | | | | | |
|-----|---------------------|---|----|---|--------|
| | | (地域活動支援センターⅠ型) ①創作的活動又は生産活動の機会の提供等が必要な方を支援 ②専門職員による相談支援事業等を実施 | 委託 | ・ひびき ・かざぐるま ・すいせい | |
| | | (地域活動支援センターⅡ型) ①創作的活動又は生産活動の機会の提供等が必要な方を支援 ②機能訓練、入浴等を実施 | 指定 | ・ヤマト | |
| 子ども | 地域子育て支援拠点事業 | 子育て親子が交流し集う場の提供など(一般型) | 直営 | 絆る～む | 子育て支援課 |
| | | | 委託 | ・可見さくら保育園内 ・ひろみ保育園にこにこ別棟 LuLu 内 ・認定こども園ひろみ保育園すくすく内 ・認定こども園すみれ楽園内 ・認定こども園はぐみの森保育園内 | |
| | | 子育て親子が交流し集う場の提供など(連携型) | 委託 | ・桜ヶ丘児童センター ・帷子児童センター ・兼山児童館 | |
| 困窮 | 生活困窮者支援等のための地域づくり事業 | 地域住民のニーズや生活課題等の把握及び地域住民と地域活動を結びつける情報発信等を実施 | 委託 | 社会福祉協議会 | 福祉支援課 |

第4 会議について

1 会議の種類

(1) 支援会議(法第106条の6)

重層的支援体制整備事業を実施している自治体のみ開催できる会議であり、会議の構成員に対して守秘義務を設け、潜在的な課題を抱える人の支援について、本人の同意がとれない事例であっても、情報共有や必要な支援体制を構築することができます。また、緊急性がある事例について対応を協議します。

(2) 重層的支援会議

各支援関係機関との情報共有にかかる本人同意を得た場合に、プランの共有やプランの適切性について協議します。また、プラン終結の判断において(参加支援事業、アウトリーチ等継続支援事業のプラン含む。)支援の経過や成果を評価します。

なお、地域資源が不足している場合には、地域資源の開発に向けた取り組みを検討し、参加支援事業による地域資源開発を支援します。

2 開催頻度

原則、月2回

3 根拠法令等

社会福祉法、可見市重層的支援体制整備事業実施要綱

4 会議の実施主体

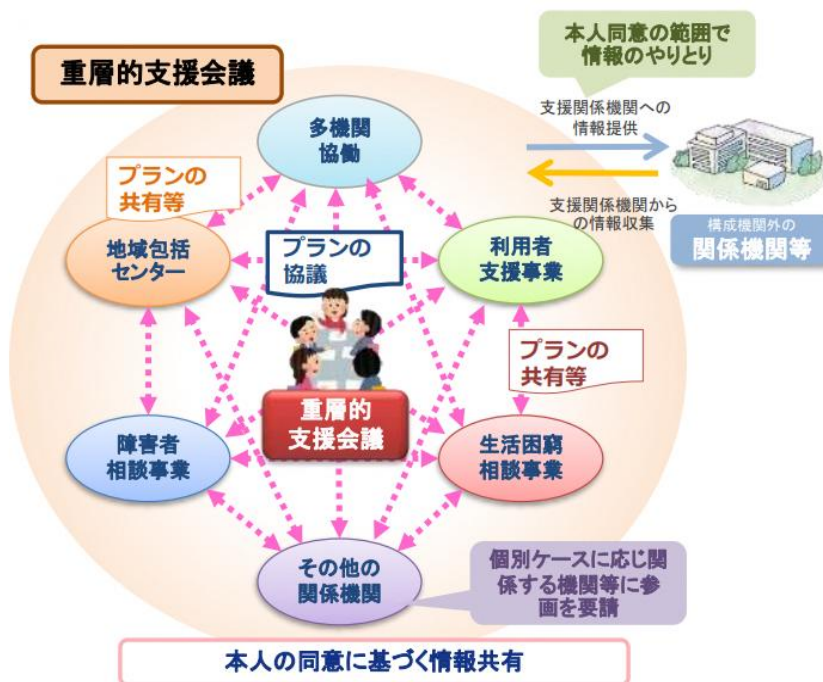
可見市高齢福祉課、アドバイザー(一部委託)

5 構成員

市関係各課、市社会福祉協議会、市地域包括支援センター、その他市長が必要と認める者

6 備考

◎重層的支援会議イメージ



(出典)

厚生労働省社会・援護局地域共生社会推進室

重層的支援体制整備事業における多機関協働事業と重層的支援会議について

第5 指標について

下記の指標における実績をもとに重層的支援体制整備事業の実施状況を把握し、本計画の進捗状況进行评估します。

なお、対象者数(8050世帯や複雑化・複合化した世帯などの数)は正確に把握できていないため、事業を実施する中で潜在的な対象者が現れた場合や支援者の経験の蓄積により事業が円滑に進んできた場合などは、目標値を上方修正します。

一方、事業を継続する中で、各支援者のスキルの向上等に伴い、各支援関係機関で解決まで導ける件数が増えることも想定されるため、その場合は目標値を下方修正します。

【参考(令和6年度)】

地域包括支援センターに相談があった8050世帯の件数 97世帯

○多機関協働事業

| 指標 | 目標値/ 年度 | 実績値 | | | | | |
|---------------------|------------|-----|-----|------|------|------|------|
| | | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 | 13年度 |
| 支援会議における協議事案数 | 12件 | | | | | | |
| 重層的支援会議における協議事案数 | 12件 | | | | | | |
| プランの作成件数 | 12件 | | | | | | |
| 支援者や関係職員等への研修会の実施回数 | 2回 | | | | | | |

○アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

| 指標 | 目標値/ 年度 | 実績値 | | | | | |
|-----------------------|------------|-----|-----|------|------|------|------|
| | | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 | 13年度 |
| 地域見守り活動者等に対する説明会の実施回数 | 2回 | | | | | | |
| プランの作成件数 | 8件 | | | | | | |
| 参加支援(社会参加)につなげた件数 | 2件 | | | | | | |

○参加支援事業

| 指標 | 目標値/ 年度 | 実績値 | | | | | |
|-----------------|------------|-----|-----|------|------|------|------|
| | | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 | 13年度 |
| プランの作成件数 | 2件 | | | | | | |
| 地域資源の新たな拡充・活用件数 | 2件 | | | | | | |

第6 事業実施までの取組み

高齢福祉課、福祉支援課、子育て支援課及び健康増進課の各分野の所管課と社会福祉協議会及び各地域包括支援センターの支援機関を中心に重層的支援体制整備事業の実施に向けて準備を行いました。

○事前準備

〈令和5年度〉

| 検討会（第1回～第4回） |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・実施に向けたスケジュールの共有 ・県内自治体の実施状況の確認 ・実施に向けた課題の意見交換 ・権利擁護支援調整会議の設置 |

〈令和6年度〉

| 検討会（第5回～第14回） | 研修会（第1回～第4回） |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・実施に向けた進捗状況の共有 ・支援関係機関の相互理解に向けた説明 ・重層的支援体制整備事業実施計画の素案について ・次年度スケジュールの共有 | <ul style="list-style-type: none"> ・8050問題に対する各分野の会議について ・ひきこもりや発達障がい者に対する支援方法 ・金銭管理に対する考え方 ・プラン作成の手法について |

○移行準備

〈令和7年度〉

| 支援技術等の学習 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・重層事業の支援の進め方や社会福祉法に規定される支援会議の進め方について、毎月2回、ディレクターから学習。 <p style="text-align: center;">全 24 回（講義 11 回、支援会議の進め方 4 件、事例検討 54 件（のべ件数））</p> |

| 研修の実施・参加 |
|--|
| <p>（担当者向け研修）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援体制整備事業（ディレクター） ・虐待防止（ディレクター） ・意思決定支援（ディレクター） <p>（管理職向け研修）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援体制整備事業（ディレクター） ・市町村管理職向け研修（テーマ1・テーマ2・テーマ3）（㈱日本能率協会総合研究所） |

検討会(第15回~第17回)

○包括的な支援体制の整備に向けた手段の検討

- 支援者同士の情報共有の意識を高める必要あり。
- 支援関係機関をつなぐツールが必要。(特に障がい分野と介護分野)

○課題の把握・分析及び既存の制度では解決できない理由の精査

- 支援者を支援する体制が必要。
- 8050世帯の50や未受診の発達障がい者の担当者が不明確(制度の狭間)なことによる生困担当者や基幹相談担当者の負担増加。

○既存制度等で対応できない支援ニーズ等の整理

- 正確な把握は困難だが、対応件数等から推定する。
- 対象者の件数 おおよそ110件と推計。(8050世帯の50や未受診の発達障がい者)

○福祉分野以外の相談受付・相談支援、地域づくりの実態把握

- 実態把握の結果を情報共有。

支援体制の準備

- ・福祉分野以外の相談受付・支援、地域づくりに関する実態把握
- ・職員採用における社会福祉士の採用を協議
- ・令和8年度の組織体制について協議

地域住民を含む関係機関等からの意見徴取(地域福祉推進協議会)

○地域住民を含む幅広い関係機関等からの合意形成

- 第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画に重層的支援体制の構築・強化を重点化

(相談受付・相談支援の課題など)

- ・迷わずに相談できる総合型の窓口があるとよい。
- ・15歳以上を対象とする相談窓口があるとよい。
- ・各地区センターに相談窓口があるとよい。
- ・潜在的な相談者をどのように発見するのか。
- ・最初の相談窓口へ行くハードルが高い。

(地域活動を実施したり参加したりする際の課題など)

- ・ひきこもりの方などネットでつながれないか。メタバース(ネット上)で交流してはどうか。
- ・働くことにつなげるために、超時短勤務などが可能になるとよい。
- ・学校卒業後の所属先がない子どもの居場所確保。
- ・課題を属性ごとに整理し、重点的・スポット的に対応してはどうか。

(地域づくりの課題 人と人、人と地域がつながるような仕組みなど)

- ・福祉部門以外にも関わった仕組み作りが必要。
- ・地域活動の縮小、参加者の減少、担い手不足・高齢化などが問題点。
- ・自治会加入率が低下。地域活動への次世代の参加が少ない。

- ・ 各地区センターに活動室を設置し、相談や活動支援を行う。
- ・ 活動拠点から情報発信し、地域課題を自分事として捉えるような取組み。